

北部浄化センター
汚泥有効利用施設整備運営事業
(債務負担行為)

維持管理・運営業務委託契約書（案）

令和 年 月

大和市

収入印紙貼付欄

維持管理・運営業務委託契約書

年 度	契約番号

1 事業の名称	北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業 (債務負担行為)												
2 事業の場所	大和市下鶴間2698番地												
3 履行期間													
4 契約金額													
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (円) (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は請負代金に100分の10を乗じて得た額である。												
5 前金払	☐ する 請負代金額の30%以内												
	☐ する 各会計年度の出来高予定額の30%以内 (ただし、 年度は除く。)												
	☐ する 契約締結会計年度及び翌会計年度の出来高 予定額の30%以内												
	☒ しない												
6 部分払	☒ する (回)												
7 契約保証金	免除												
8 その他	☒ 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。												

上記の維持管理・運營業務について、大和市（以下「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

甲及び乙は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

契約年月日 令和 年 月 日

	神奈川県大和市下鶴間 1 - 1 - 1	
甲	大和市	印
	大和市長	

	所在地	
乙	企業名	印
	役職 代表者氏名	

	所在地	
	企業名	印
	役職 代表者氏名	

	所在地	
	企業名	印
	役職 代表者氏名	

	所在地	
	企業名	印
	役職 代表者氏名	

本契約は、甲が実施する北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）（以下「本事業」という。）の消化施設・資源化施設・地域バイオマス受入施設・その他関連施設（以下「汚泥有効利用施設」という。）を含む北部浄化センター一式（以下「本施設」という。）の維持管理・運営業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、乙が行う本業務において必要とされる事項について定めたものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 本業務は、「北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）基本契約書」（以下「基本契約」という。）に基づき、本事業を円滑に実施するために本施設の維持管理・運営を行うものである。

（総則）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業提案書に従い、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関連法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 乙は、本業務を維持管理・運営業務委託期間を通じて履行し、その履行状況を報告するために本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報を提出するものとし、甲は、本業務の対価として、契約金額を支払うものとする。

3 施行方法その他本業務を遂行するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 本契約に定める催告、請求、通知、届出、報告、申出、協議、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、本項に規定する請求等を口頭で行うことが出来る。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

5 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 本契約書等、要求水準書等及び事業提案書における期間の定めについては、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 本契約に用いる用語については、本契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、要求水準書及び基本契約にて定義される意味を有するものとする。

(適用範囲)

- 第3条 本契約は、本業務の実施にあたり遵守すべき内容について定めたものである。ただし、本契約に明記されていない事項であっても、甲及び乙が協議の上、本業務を実施する上で必要とする本施設の維持管理・運営については、乙の責任において行うものとする。
- 2 本業務の内容は、要求水準書等及び事業提案書に沿ったものとし、業務内容の変更が必要となった場合は、甲及び乙が協議の上、定めることとする。
- 3 前項により契約金額の変更が必要となった場合は、第42条の規定に従う。

(本契約以外の規定の適用)

- 第4条 乙は、本契約のほか、基本契約等及び要求水準書等に従って本業務を遂行するものとする。

(業務内容)

- 第5条 乙は、本事業の維持管理・運營業務委託期間を通じて安定的に汚泥を有効利用し、また適切な下水処理を行うため、本契約及び要求水準書に示す本施設の維持管理・運営を行う。

(維持管理・運營業務委託期間)

- 第6条 維持管理・運營業務委託期間は、令和8年10月1日から令和33年9月30日まで（第23条の規定により維持管理・運営日が令和8年10月1日以降となった場合は、当該開始日から25年間）とする。

(事業場所)

- 第7条 本業務を実施する事業場所は、神奈川県大和市下鶴間2698番地 北部浄化センター場内とする。

(公共事業としての趣旨の尊重)

第 8 条 甲及び乙は、本事業が下水道事業としての公共性を有し、公共事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

(契約の保証)

第 9 条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付すものとするが、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(保険会社との間で甲を被保険者として締結するものとする。)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 第 1 項第 2 号の規定により契約保証金に代えて国債又は地方債等を担保として提供した場合は、その額面の 10 分の 8 をもって契約保証金の額とする。

(許認可等)

第 10 条 乙は、本施設の維持管理・運営に必要とされる許認可及び届出(以下「許認可等」という。)について、申請又は届出を行い、これを維持する。ただし、甲が申請又は届出を行い、維持する許認可等は除く。

2 乙は、甲が本事業に係る関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、書類作成及び手続等について協力を行う。

(事業主の責任等)

第 11 条 乙は、本契約による本業務の遂行について、法律上及び財政上の事業主としての全ての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し、法令等に規定された使用者としての全ての義務を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

2 乙は、甲に対して提供した業務に伴う成果物（この約款及び仕様書等に定める業務実施計画書等、業務報告書その他業務記録及び施設データ。以下「成果物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 13 条 乙は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、一括再委託等に伴う当該第三者の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない

(下請負人の通知)

第 14 条 甲は、乙に対して、下請負人の社名その他必要な事項の通知を請求することができる。

(維持管理・運営マニュアルの確認)

第 15 条 乙は、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に基づき維持管理・運営マニュアルを作成し、本施設の維持管理・運営開始日の 10 日前（休日を除く。以下同じ。）までに甲に提出し、甲の確認（乙より提出された資料により、当該資料に記載された事実を甲が書面又は立会いにて認知することをいう。以下同じ。）を受ける。甲は、本契約に規定する確認の実施を理由として、当該確認の対象事実の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。なお、維持管理・運営マニュアルの記載内容は原則として要求水準書に示すとおりとし、内容及び様式については甲と協議して定める。

2 甲の確認の結果、維持管理・運営マニュアルに事業契約に反する記載があると認められる場合又は法令等に抵触するおそれがある場合その他、甲が必要と認める場合、乙は維持管理・運営マニュアルを修正し、再度、甲の確認を受けなければならない。

3 維持管理・運営業務委託期間中に維持管理・運営マニュアルを変更する必要がある場合、乙は、甲と協議の上、維持管理・運営マニュアルの変更その他必要な措置を講じなければならない。

(電気主任技術者)

第 16 条 乙は、甲の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、業務従事者の中から電気主任技術者を選任し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。電気主任技術者を変更した場合も同様とする。なお、電気主任技術者は常駐させなければならない。

2 乙は、当該自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、当該自家用電気工作物について電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項の義務を負うものとする。

3 甲は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。

4 当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

5 電気主任技術者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(エネルギー管理員)

第 17 条 乙は、エネルギーの使用の合理化を組織的に図るため、業務従事者の中からエネルギー管理員を選任し、エネルギー管理員のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習終了番号、職名、氏名、及びその他必要な事項を甲に通知しなければならない。エネルギー管理員を変更した場合も同様とする。なお、エネルギー管理員は常駐させなければならない。

2 エネルギー管理員は、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。

(2) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。

(3) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 36 条に定める報告書に係る書類の作成及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 166 条第 3 項に定める報告に係る書類の作成を行い、当該年度分を翌年度 5 月末日までに甲に提出しなければならない。なお、業務履行終了月においても同様に提出すること。

(4) エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について、甲に書面をもって報告しなければならない

3 甲は、エネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、前項第 4 号に定める報告を保存するものとする。

- 4 甲は、エネルギー管理員のその職務を行う上でのエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。
- 5 エネルギーを使用する設備の維持及び管理に従事する者は、甲乙問わずエネルギー管理員がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(本施設の運営体制の確認等)

第 18 条 第 15 条で作成した維持管理・運営マニュアルに基づき、乙は本施設の維持管理・運営に必要な有資格者及びその他の人材を確保し、本業務に必要な体制の確立及び研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、本施設の維持管理・運營業務全般の責任者として業務総括責任者を選任し、作業従事者を指揮、監督するとともに甲との連絡、調整を行い、業務の適正かつ円滑な履行を図る。また、業務総括責任者の業務の代行が可能な副業務総括責任者を選任しなければならない。
- 3 乙は年間を通じて 24 時間監視・管理可能な勤務体制を確立するとともに、大雨、台風、地震、その他災害等により被害が発生した場合に備えて、直ちに必要な措置をとることができる緊急時の体制を確立する。
- 4 乙は、第 1 項に規定する体制の確立及び研修等を完了し、本契約書等に従い本施設を運営することが可能となったときは、甲に対してその旨を通知し、維持管理・運営開始日までに甲の確認を受けなければならない。
- 5 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合、本業務の体制を確認するため、乙にあらかじめ通知の上、本施設内に立ち入り調査し、乙に報告を求めることができる。この場合、乙は、甲による調査に最大限協力しなければならない。
甲は、本項の規定に基づく確認の結果、本業務の体制が、関係する法令等、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に基づく条件を満たさないと判断したときは、乙に対して、相当な期間を定めて是正措置を命ずる。この場合において、甲は、乙に対して確認のために必要な行為等を求めることができる。
- 6 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 7 乙は、第 5 項に規定する甲の立ち入り調査への協力を行うとともに、是正措置に要する費用、甲に対する報告に要する費用等を負担する。

(遵守事項)

第 19 条 乙は、維持管理・運營業務委託期間を通じて、本契約を遵守し、本業務を遂行しなければならない。

- 2 乙は、維持管理・運營業務委託期間を通じて、乙の費用負担において、維持管理・運営マニュアルに定められた本施設の維持管理・運営方法を遵守しなければならない。
- 3 乙は、維持管理・運營業務委託期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務及びこれらの業務に附帯する業務を実施しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲及び乙は、相手方が本契約の債務をその本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第 21 条 本業務遂行中に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 22 条 本業務の実施により第三者に損害を及ぼし、その損害が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償することとし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）を当該第三者に対して賠償することとする。なお、不可抗力による場合には、第 52 条の規定に従う。

- 2 乙は、甲が、事業場所の所有者として第三者に対し損害賠償の責任を負担する場合で、乙に本施設の管理の瑕疵につき乙の責めに帰すべき事由が認められるときは、甲及び乙が協議の上、甲の負担した損害賠償額のうち乙の責任に相当する額を甲に支払う。

(維持管理・運營業務委託期間の変更等)

第 23 条 維持管理・運營業務委託期間の変更については、甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第 24 条 甲は、契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更

内容は、甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知し、甲に従うものとする。

第2章 維持管理及び運営

第1節 施設の運営管理等

(業務準備)

第25条 甲は、本契約締結後、必要に応じて本施設の現地調査確認を行うとともに、要求水準書第3.1.(6)に定める本施設の機能確認及び現業務受注者からの引継ぎ等を受けなければならない。なお、乙がこの現地調査確認及び引継ぎを受けるにあたり必要な費用は、乙の負担とする。

(貸与物品)

第26条 甲は、あらかじめ提示した物品等（履行期間開始時に残存する消耗品等で燃料、薬品類を含む。以下「貸与品等」という。）の全部又は一部について、履行期間の開始日以降に受注者に使用させることができる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品等の種類、数量等を明記した書類を甲に提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を管理者として責任を持って適正に管理しなければならない。

4 乙は、この契約が期間満了により終了した場合又は解除された場合、もしくはその他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 甲は、事故の故意又は過失により貸与品等が滅失、毀損するなどしてその返還が不可能となった場合には、甲の指定する期間内に代品を納めるか、もしくは現状に復して返還するか、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(本施設の維持管理・運営)

第27条 乙は、本業務を円滑に遂行するため、マニュアル、長期大規模修繕計画書及び年間維持管理・運営計画書に従い、本施設の運転管理を行うとともに、本施設の機能を維持するために必要な保全管理及び改築更新を行う。

(ユーティリティ)

第28条 本事業の遂行に必要な上水、都市ガス、電源は乙の負担においてを契約・購入するものとする。ユーティリティについては、本施設に駐在する甲の職員が使用したものであっても精算は行わない。中部浄化センターから受け入れる汚泥や地域バイオマスについては、甲が乙に無償で支給する。

- 2 本事業に必要な燃料及び薬品は乙の負担において契約・購入し、必要な場合は乙の責任及び費用において貯蔵するものとする。

(緊急時の措置)

第 29 条 乙は、本施設に事故が発生した場合及びその他緊急の場合には、本施設の緊急停止を含む被害防止措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じ、速やかに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、緊急時において、安全上、本施設の一部あるいは全部を停止する必要があると認めた場合、乙に施設の停止を指示することができる。
- 3 乙は、前項の指示があった場合、速やかに本施設を停止しなければならない。
- 4 第 3 項の本施設の停止が乙の本契約における債務不履行に起因する場合、乙はその損害を賠償するものとする。なお、乙の債務不履行以外の事由による場合、本施設の停止に伴う費用負担については甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 乙は、第 1 項に規定する事態が発生した場合、周辺環境に影響が及ぶおそれがあるときは、甲と協議の上、調査しなければならない。この場合の費用負担については、甲及び乙が協議により帰責事由を明らかにした上、定める。

(記録の保管)

第 30 条 乙は、本施設の保全管理、改築更新及びその他の措置等の記録を作成し、維持管理・運營業務委託期間終了まで保管する。

第 2 節 モニタリング

(年間維持管理計画書、維持管理・運営状況の確認及び長期大規模修繕計画、資源化物有効利用計画書)

第 31 条 乙は、維持管理・運営マニュアルに従い、本施設の維持管理・運営の内容を記載した年間維持管理計画書を作成し、毎年度の維持管理・運営開始の 10 日前までに甲に提出し、甲の確認を受ける。なお、当該計画書の記載内容は原則として要求水準書に記載のとおりとし、内容及び様式については甲と協議する。また、年度内に当該計画書の変更を行う場合には甲と協議を行い、甲が認めた場合、当該計画書を変更できる。

- 2 乙は、本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報を作成し、以下の各号の提出期限までに甲に提出する。なお、日報、月報及び年報の記載事項等モニタリング詳細は、別紙 1 を参考に甲及び乙が協議の上、決定する。

- (1) 日報：翌日（休日等の場合は、その翌日）
- (2) 月報：翌月 7 日以内
- (3) 年報：年度終了後 15 日以内（ただし、最終年度はその年度内とする。）

- 3 甲は、乙にあらかじめ通知の上、必要に応じて本施設内を立ち入り調査し、乙に維持管理・運営状況の報告を求め、この結果を公表することができる。乙はこれに協力する。
- 4 甲が維持管理・運営状況について第1項により提出された日報、月報若しくは年報によるモニタリングを行った結果、要求水準書等と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していない（以下「要求水準未達」という。）と認められる場合には、乙に是正を求めることができる。
- 5 乙は、本施設の修繕及び改築更新の内容を記載した長期大規模修繕計画書を作成し、維持管理・運営開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受ける。なお、維持管理・運営業務委託期間内に当該計画書の変更を行う場合には甲と協議を行い、甲が認めた場合、当該計画書を変更できる。
- 6 甲が第1項及び前項により提出された長期大規模修繕計画書及び年間維持管理計画書を確認した結果、乙の提案内容及び維持管理・運営マニュアルの内容に適合していないと判断した場合、乙に対して是正を求めることができる。
- 7 乙は、資源化物有効利用の内容を記載した資源化物有効利用実行計画書を作成し、維持管理・運営開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受ける。なお、維持管理・運営業務委託期間内に当該計画書の変更を行う場合には甲と協議を行い、甲が認めた場合、当該計画書を変更できる。
- 8 甲が第1項及び前項により提出された資源化物有効計画書及び年間維持管理計画書を確認した結果、乙の提案内容及び維持管理・運営マニュアルの内容に適合していないと判断した場合、乙に対して是正を求めることができる。
- 9 本条のモニタリング方法及び要求水準未達の場合の措置の詳細については、別紙1に定めるとおりとする。

（本施設の周辺環境モニタリング）

第32条 甲は、維持管理・運営業務委託期間中、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施できる。この場合、乙は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

第3節 地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の受入れ （事業条件）

第33条 甲は、別紙2に示す地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の供給条件に従い、乙に対して地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥を供給する。地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の量等は別紙2に示すとおりである。

- 2 甲は、地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の障害又は性状の異常が発生するおそれ又は発生した場合は、乙にこれを通知する。
- 3 前項の場合、甲及び乙は、遅滞なく対応について協議し、適切な処置を講じなければならない。
- 4 中部浄化センターの稼働状況に不具合等が生じ、一時的に搬入される汚泥量の増減があった場合は、乙は極力受入れ対応をすること。

(放流水質基準に関する事業要件)

第 34 条 乙は、維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務委託期間を通じて安定して水処理を行うために、本業務を行わなければならない。また、甲及び乙は、維持管理・運営事業者が以下の放流水質に関する要件を遵守することを表明し保証する。

- (1) SS 10mg/L 以下
- (2) BOD 9mg/L 以下
- (3) COD 20mg/L 以下
- (4) 大腸菌数 500CFU/L 以下

※事業者の提案により、事業要件を変更する可能性がある

(資源化物に関する事業要件)

第 35 条 乙は、維持管理・運営業務委託期間を通じて安定して、発生した汚泥、中部浄化センターからの受入汚泥及び地域バイオマスを処理し、資源として有効活用を行わなければならない。

第 3 章 契約金額の支払等

(検査)

第 36 条 甲は、第 31 条の規定により月報の提出を受けた場合、その日から 10 日以内に既済部分の検査を行わなければならない。

- 2 乙は、月報が前項の検査に合格しなかった場合、指摘事項を踏まえて月報の補足、修正又は変更を行い、速やかに甲の再検査を受ける。再検査の結果、甲が要求水準未達と判断した場合、甲は乙に対して是正措置等を求めることができる。なお、要求水準未達の場合の措置については別紙 2 に定めるとおりとする。

(契約金額)

第 37 条 甲は、乙による本業務の対価として、維持管理・運営業務委託期間において算定される金額を乙に支払う。

2 前項における金額は、別紙3のとおりとする。

(契約金額の請求)

第38条 乙は、第36条の規定に合格したときは、前条に基づく業務実施当該月分
の金額について甲に請求することができる。

(契約金額の支払)

第39条 甲は、前条に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日
(以下「支払期限日」という。)以内に、契約金額を支払わなければならない。
ただし、次条により甲が契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことができる
場合はこの限りでない。

2 乙は、前項本文の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、支払期限
日の翌日から当該支払の完了した日までの期間の日数に応じ、当該未払金額に
対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8
条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した遅延損害金
(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はそ
の全額を切り捨てる。)の支払を甲に請求することができる。この場合の計算方
法は、年365日の日割計算とする。

(違約金の請求等)

第40条 甲は、民法第415条に定めるもののほか、乙が第44条各号又は第45条
各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求する
ことができる

2 乙は、第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、前項の損
害賠償に代えて、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定
する期間内に支払わなければならない。この場合、甲が契約を解除するか否か
にかかわらないものとし、また、前項の規定による賠償額の徴収を妨げないもの
とする。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、乙がその債務の履行を拒
否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になっ
たものとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年
法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成
14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等
- 4 第1項又は第2項に定める場合（前項の規定に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（契約保証金）

- 第41条 契約保証金は、契約金額（契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。）が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときは、乙は、更なる納入を要しない。
- 2 甲は、維持管理・運営業務委託期間が終了したとき、又は第46条第1項若しくは第47条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 甲は、契約保証金について、利息を付さない。

（契約金額の見直し）

- 第42条 要求水準書等、本事業の実施に関する前提条件とは異なる事態が生じた場合には、算出方法の見直しについて甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 前項の協議は、甲又は乙からの申入れにより実施し、双方誠意を持って協議を行う。

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

- 第43条 甲及び乙は、予期することのできない特別の事情により、維持管理・運営業務委託期間内（最終事業年度を除く。）に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、相手方に対して翌年度以降における第37条に規定する契約金額の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定による請求があった場合、契約金額の変更は、別紙3に基づき甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 3 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後、再び行うことができるものとする。

第4章 契約の解除又は終了

第1節 契約の解除

(甲の催告による解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 維持管理・運營業務委託期間中において、本契約書等、要求水準書等、事業提案書又は維持管理・運営マニュアル、長期大規模修繕計画書若しくは年間維持管理計画書に従った維持管理・運営を行わないとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務の着手を遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、第31条第4項及び第6項及び第8項による甲の是正要求に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に違反したために本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定に違反し、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本業務を遂行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 本業務の履行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (6) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務を履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 破産、会社更生、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について乙（JVの場合はその構成企業）の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者よりその申立てを受けたとき。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が乙（JV の場合はその構成企業）の経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (10) 第 43 条第 1 項の規定によらないで、本契約の解除を申し出たとき。
 - (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
 - (12) 乙が重大な法令違反をしたとき。
 - (13) 公正取引委員会が乙に対し、本契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、本契約に関して、同法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (14) 本契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人をいい、乙が JV の場合はその構成企業の役員又は従業員をいう。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条又は前項により甲が本契約を解除した場合、乙は、別紙 4 により算出した額を違約金として直ちに甲に支払う。この場合、甲に違約金を超える損害が発生したときは、乙はかかる超過損害部分を甲に賠償しなければならない。
- 3 前項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を前項の違約金又は損害賠償金に充当することができる。

（協議解除）

第 46 条 甲は、維持管理・運營業務委託期間中において、前 2 条及び次条の規定によるほか、必要があるときは、相手方と協議の上、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由に起因して前項により本契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(乙の解除権)

第 47 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約書及び要求水準書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が本契約に違反したために本契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金の特別規定)

第 48 条 乙は、第 45 条第 1 項第 12 号、第 13 号又は第 14 号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、第 44 条第 1 項第 14 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙が JV 又は SPC であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 49 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

- 2 甲は、乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき契約金額と相殺し、不足があるときは、乙に対してこれを追徴する。

(予算の減額等による契約変更等)

第 50 条 甲は、維持管理・運営業務委託期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

第2節 契約の終了に伴う措置

(本業務終了に際しての処置)

第51条 乙は、維持管理・運營業務委託期間終了の5年前を目途に本施設の劣化状況等の確認を行う。確認内容については、甲と協議の上、決定する。

2 乙は、劣化状況等の確認の結果を踏まえ、事業終了後の本施設の取扱いについて甲と協議する。

3 事業終了前に甲が本施設の運営状況を評価する場合、乙は必要な資料等の提供に協力する。

4 第2項に基づく協議の結果、甲が本施設の維持管理・運営を継続すると決定した場合、乙は、維持管理・運營業務委託期間終了前までに、甲又は甲の指定する第三者に本契約に定める本業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

第5章 保険

(保険)

第52条 乙は、本施設の維持管理・運営に関連する損失や損害に備えて、別紙5に定められた種類及び内容の保険を、維持管理・運営開始日前に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結又は更新後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

第6章 法令等の変更

(法令等の変更に係る負担)

第53条 乙は、契約確定の日以降、法令等が変更されたことにより本契約に係る自らの義務の履行ができなくなったことを知った場合、速やかにその内容の詳細を記載して甲に通知しなければならない。この場合、乙は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、その履行ができなくなった範囲内において、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、契約金額の支払において、乙が履行義務を免れた義務の費用を控除し、乙が遂行したその他の業務内容に応じた契約金額の支払をすることができる。

2 乙は、契約確定の日以降、法令等が変更されたことにより、本業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について法令等が変更された日から最長60日間甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙6に規定する負担割合に応じて費用を負担する。甲及び乙は、法令等の変更により

契約金額の減額が合理的と認められる場合、契約金額を変更し、支払方法については甲及び乙が協議の上、決定する。

第7章 不可抗力

(不可抗力)

第54条 甲及び乙は、甲乙の責めに帰さない事由により本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、甲及び乙が協議の上、通知の内容について確認した結果、不可抗力と認められたときは、乙は、不可抗力が発生した日以降、不可抗力により履行ができなくなった義務について、その履行ができなくなった範囲において、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、契約金額の支払において、乙が履行義務を免れた義務の費用を控除し、乙が遂行したその他の業務内容に応じた契約金額を支払うものとする。

- 2 不可抗力により、本業務に合理的な追加費用が発生した場合、乙は、追加費用の負担方法等について不可抗力と認められた日から最長 60 日間、甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙7に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
- 3 不可抗力により、乙が第三者に損害を及ぼした場合、乙は損害賠償の負担方法等について不可抗力と認められた日から最長 60 日間、甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙7に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
- 4 甲は、第1項に規定する不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を終了することができる。

第8章 その他

(秘密保持)

第55条 甲及び乙は、本事業並びに本契約の交渉、作成、締結及び実施を通じて相手方（以下「情報開示者」という。）から開示された営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している情報（複製物を含む。）（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならない。また、次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 設計・建設事業者に対し、情報を開示する場合。ただし、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。

- (2) 乙の株主及び融資金融機関、並びにこれらの者に対して本業務に関する助言を行う弁護士、会計士、コンサルタント及び本業務に関わる協力会社に対し開示する場合。ただし、当該弁護士、会計士、コンサルタント及び本業務に関わる協力会社に対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。
 - (3) 甲が、本施設の維持管理・運営業務を乙以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合。
 - (4) 法令等に従い又は権限ある官公署の命令に従い開示が要求される場合。
 - (5) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合。
- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 情報開示者から開示される以前に公知であったもの。
 - (2) 情報開示者から開示された後に、甲又は乙の責めによらずに公知になったもの。
 - (3) 情報開示者から開示される以前から甲又は乙が保有していたもの。
 - (4) 甲又は乙が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに知得したもの。
 - (5) 甲又は乙が、情報開示者から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの。
- 3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後 5 年間その効力を有する。

(特許権等の使用等)

- 第 56 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている機器、材料、技術又は施行方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。
- 2 乙は、本業務のために考案した機器、材料、技術及び施行方法等に関して特許等を出願又は本業務以外で使用する場合は、あらかじめ甲と協議する。また、本業務の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする。
- 3 乙は、本業務の実施にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を甲に請求しないものとする。
- 4 本業務により生じた発明等の帰属については、甲及び乙が協議の上、定める。

(著作権)

- 第 57 条 甲及び乙が本契約に基づく提出図書類（本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報、年間維持管理計画書、その他本業務を遂行する上で得られた記録を含む。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に

規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合、甲及び乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を有する当該著作物を利用するにあたり相手方に無償で許諾を与える。また、甲及び乙は、当該著作物につき著作者人格権を行使しない。

- 2 甲及び乙は、前項の図書類が著作物に該当するか否かにかかわらず、秘密情報を除き、当該図書類の内容を相手方の承諾の上、公表することができ、また、当該図書類が著作物に該当する場合には、相手方が承諾したときに限り、既に甲及び乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 甲及び乙は、第 1 項の図書類が著作物に該当するか否かにかかわらず、甲及び乙が当該図書類を複製及び改変できる。
- 4 甲及び乙は、第 1 項の図書類の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、相手方が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 5 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 58 条 本契約において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、届出、報告、申出、協議、承諾、確認及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 59 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 8 に定めるところによる。

（補則）

第 60 条 本契約の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

【別紙 1】

モニタリングの方法及び要求水準または事業者提案未達の場合の措置
(第 31 条、第 34 条関係)

モニタリングは、維持管理・運営状況等が要求水準書等と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能を満足する水準（以下「要求水準」という。）に常に保つことを目的に実施するものである。なお、乙の提案が要求水準書等を上回る場合については、提案された水準及び内容とする。

甲及び乙は、上記目的を達成するため、相互に協力してモニタリングを実施する。

1 乙によるセルフモニタリングの方法

乙は、維持管理・運營業務委託契約締結後、維持管理・運営マニュアルに次の項目を含むセルフモニタリング方法を記載し、甲と協議の上、甲の承諾を得るものとする。

- (1) モニタリング時期
- (2) モニタリング内容
- (3) モニタリング組織
- (4) モニタリング手続
- (5) モニタリング様式

2 甲によるモニタリングの方法

甲は、乙の行う維持管理・運營業務に対してモニタリングを実施する。ただし、甲が乙に対して行うモニタリングの方法は、詳細は甲及び乙が協議の上、決定する。

(1) モニタリングに係る乙からの提出書類

ア 年間維持管理計画書

毎年度の維持管理・運営開始の 30 日（休日を除く。以下別紙 2 において同じ。）前までに、要求水準書「第 3 維持管理・運営に関する要求水準 3 業務計画及び報告 (3) 年間維持管理・運営計画書」に示す本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理・運営計画書を提出し、甲の確認を受けること。

イ 年報

要求水準書「第 3 維持管理・運営に関する要求水準 3 業務計画及び報告 (7) 年間業務報告書」に示す当該年度に係る本施設の維持管理・運営に関する年報を、年度終了後 15 日以内（ただし、最終年度はその年度内）に甲に提出すること。

ウ 日報、月報

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 3 業務計画及び報告 (5)の日常維持管理報告」に示す本施設の維持管理・運営に関する日報を速やかに、(6)の月間業務報告書を翌月7日以内に甲に提出すること。ただし、最終年度は年度内に提出すること。

エ 長期大規模修繕計画書

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 2 要求水準 (6)修繕に関する業務要求水準」に示す長期大規模修繕計画書を作成し、維持管理・運営開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けること。

オ 資源化物有効利用実行計画書

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 3 業務計画及び報告 3 (3)年間維持管理・運営計画書 ソ その他業務計画 (エ)資源化物の安全管理・有効利用計画」に示す資源化物有効利用計画書を作成し、維持管理・運営開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けること。

(2) モニタリングの区分と実施内容

ア 定期モニタリング

甲は、乙による維持管理・運営業務が要求水準を満たしているか否か乙から甲へ提出される日報、月報等により月1回、確認するものとする。

イ 随時モニタリング

甲は必要に応じて随時、施設巡回、業務監視を行い、直接、維持管理・運営業務の遂行状況を確認する。乙は、この際、甲の求めに応じ、維持管理・運営業務の遂行状況を甲に説明しなければならない。なお、乙は、甲による確認を受けたことによって維持管理・運営業務の遂行責任を免れるものではない。

甲は乙に対し、モニタリングの実施をしたからといって、乙が履行すべき本施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負うものではない。

3 モニタリング項目

甲は以下の各号に定める項目等を業務報告書に記載し、モニタリングを行う。なお、業務報告書の記載内容及び計測項目、計測方法については、甲及び乙が協議の上、定める。

(1) 業務報告書の内容（例）

ア 運転管理業務報告

イ 保全管理業務報告

ウ 改築更新業務報告

エ 見学者対応業務報告 等

(2) 計測項目（例）

ア 脱水分離液受入量

イ 電力使用量

ウ 都市ガス使用量

エ 上水使用量

オ 燃料使用量（種類別）

カ 薬品使用量（種類別）

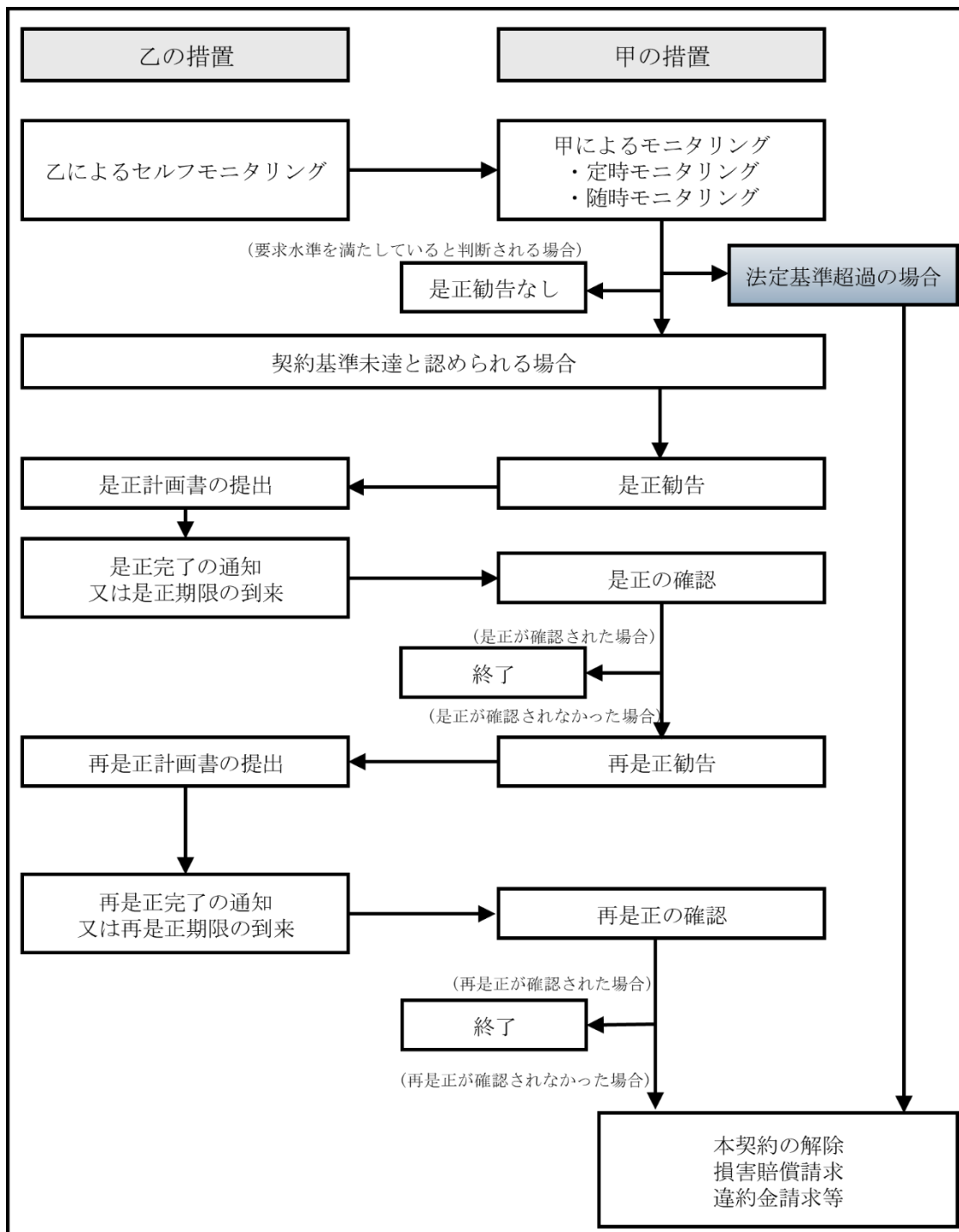
キ 処理水使用量

ク 資源化物有効利用量

ケ 資源化物利用先 等

4 要求水準未達の場合の措置

甲はモニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合、次の手続に従って措置を行う。



(1) 是正勧告

甲は、乙の業務の内容が要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、乙に対して直ちに当該業務を是正するよう是正勧告を書面により行う。乙は、直ちに是正処置と是正期限について甲と協議を行うとともに、是正処置と是正期限等を記載した是正計画書を甲に提出し、承諾を得る。

(2) 委託料の減額

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由に起因して契約基準値を超過した場合、第37条で規定する委託料について、当該月の委託料に対して100分の5を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り捨てた額とする。）を、契約基準値を超過が発生した月の属する年度の最終月に支払うべき金額から減額する。

イ 履行期間内に乙の責めに帰すべき事由に起因した合理的な相当因果関係が認められない複数項目の契約基準の超過が発生した場合は、その項目ごとに委託を減ずるものとし、原因を異にする契約基準超過が発生した都度、アにおける「100分の5」を「100分の10」に変更の上、同様に算出し、委託料から減ずるものとする。

ウ 甲及び乙が、単年度内又は履行期間内に委託料を減ずることができなかった場合には、甲は支払うべき委託料とは別にア及びイで算出した金額を乙に請求するものとする。

(3) 是正の確認

甲は乙からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受けたときは、是正計画書に基づいた是正が行われたかどうか確認を行う。

(4) 本契約の解除、損害賠償請求、違約金の請求等

法定基準値超過したとき又は是正勧告、再是正勧告を経てもなお、契約基準値を満足できない場合、甲は乙に対して本契約の解除を含む措置をとることができる。

5 中間時及び事業終了時のモニタリング

乙は、事業終了前に甲が本施設の運営状況を評価する場合、乙は必要な資料等の提供に協力する。

また、中間時に甲及び乙が実績を定期的（5年目、10年目、15年目）に確認し、乙は中長期的な維持管理・運営方法の見直しに協力する。

【別紙 2】

地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の受入れ（第 33 条関係）

甲より維持管理・運営事業者に供給する地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の条件は以下の通りとする。

なお、供給する地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の量及び性状は、施設の稼働や処理状況により変動等があるため、乙は変動等を加味した脱水汚泥受入量を踏まえ、汚泥有効利用施設の設計・建設を行わなければならない。

＜地域バイオマス＞

量　　： 2 t/日
頻　度： 4 台/日
荷　姿： ビニール袋詰め
車　両： ダンプアップ式のパッカー車（2 t 車）
時間帯： 概ね平日 15 時～16 時

＜中部浄化センター脱水汚泥＞

量　　： 8 t/台
頻　度： 4～5 台/日、おおむね午前 2 回・午後 3 回程
車　両： 10t ダンプカー
時間帯： 8 時～16 時

【別紙 3】

維持管理・運営に係る対価の構成と計算方法等

(第 37 条第 2 項、第 43 条第 2 項関係)

1 対価の構成 (第37条第 2 項関係)

本事業において甲が乙に支払う維持管理・運営に係る対価は、本施設の維持管理・運營業務及びその他関連業務を含むものとする。

2 対価の計算方法 (第37条第 2 項関係)

(1) 維持管理・運営委託費

維持管理・運営委託費は、労務費、ユーティリティ（燃料費、薬品費、浄水費等）、保全管理費、その他外部委託費、一般管理費、SPC経費等とする。

(2) 小規模修繕費

要求水準書「第 3 維持管理・運営に関する要求水準 2 要求水準 (6) 修繕に関する業務要求水準 ア～キ」に規定する小規模修繕費とする。

(3) 大規模修繕費

事業提案及び要求水準書「第 3 維持管理・運営に関する要求水準 2 要求水準 (6) 修繕に関する業務要求水準 ク」の大規模修繕計画に基づき、実施した修繕費とする。

(4) 汚泥運搬処分費

汚泥有効利用施設の工事期間中における北部及び中部浄化センターの脱水汚泥を場外運搬処分する費用とする。

3 対価の支払方法 (第 37 条 第 2 項 関係)

(1) 維持管理・運営委託費

ア 支払回数

300回 (25年間×年12回)

イ 維持管理・運営委託の総額に対し、履行期間中の月数で除した額を毎月支払うものとする。甲は維持管理・運營業務に係る月報を受領した後、維持管理・運營業務委託契約書の規定に従い、その内容を確認し、内容に不備がない場合は、その旨を乙に通知する。乙は、当該通知を受けた後、当該期間に相当する維持管理・運営委託費に係る請求書を甲に提出する。甲は乙からの請求書を受領後、30 日以内に、乙が指定する金融機関へ維持管理・運営委託費を支払う。

(2) 小規模修繕費

ア 支払回数

25 回 (25 年間、年 1 回、実績額を支払い)

イ 各年度に発生した小規模修繕費の合計額に対し、年度末に支払ものとする。

乙は小規模修繕実施後の履歴を整理し甲に報告後、甲は維持管理・運営業務委託契約書の規定に従い、その内容を確認し、内容に不備が無い場合は、その旨を乙に通知する。乙は当該通知を受けた後、当該期間に相当する小規模修繕費に係る請求書を維持管理・運営委託費の請求書に含め、甲に提出する。

(3) 大規模修繕費

ア 支払回数

25回（25年間×年1回、実施年度のみ支払い）

イ 大規模修繕を実施した年度末に支払うものとする。甲は、汚泥有効利用施設の引渡しを受けた後、維持管理・運営業務委託契約書の規定に従い、長期大規模修繕計画書及び各年度の大規模修繕報告の内容を確認し、計画との合致及び報告内容に不備がない場合はその旨を乙に通知する。乙は、当該通知を受けた後、当該期間に相当する大規模修繕に係る請求書を甲に提出する。甲は乙からの請求書を受領後、30日以内に乙が指定する金融機関へ大規模修繕費を支払う。

(4) 汚泥運搬処分費

ア 支払回数

5回（原則、汚泥有効利用施設の建設工事期間中、各年度末支払い）

イ 各月における汚泥運搬処分費は、事業提案に基づいた費用を支払うものとするが、乙は各月ごとの実績に基づく産業廃棄物管理票、帳票等運搬処分の実績となる資料を甲に提出し、甲は確認の上、年度ごとの契約予定額との差額を乙に提示する。乙は、年度末月の維持管理・運営委託費の請求額に汚泥運搬処分費精算額分を加減した額を明記の上、請求書を甲に提出する。

4 物価変動等による対価の見直し（第43条第2項関係）

(1) 総則

対価について著しく物価水準が変動した場合、対価の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、毎年度12月に当該年度分の契約金額について行い、対価の見直しは甲及び乙が協議の上、下記(2)及び(3)に従って翌年度以降の契約金額を見直す方法で行うものとする。

(2) 見直しの条件

対価を構成する費用項目に対応した費用項目毎の参照指標等一覧（表1）の変化率及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の対価の変動率が、±1.0パーセントを超える場合に見直しを行うものとする。

(3) 算出方法

上記6（2）で見直しの条件を満たすと判断された年度の末までに、以下のとおり翌年度以降の見直し後の対価を決定する。

ア 物価変動等の指標

費用項目に対応した物価変動等の指標は表1のとおりとする。なお、各指

標は、各年度の12月末日において入手できる最新の資料によるものとし、直近12ヶ月の平均値とする。

イ 指標の変化率

費用項目に対応する指標の変化率は、当該費用項目に係る当該年度の指標を、最後に対価の見直しを行った年度の指標（初めて対価の見直しを行う場合にあっては、募集要項等公表前12ヶ月の指標の平均値で除して算出する。

$$\alpha = \left(\frac{\text{（見直し時における最新の指標（直近12ヶ月の平均値））}}{\text{／最後に見直しを行った年度の指標（12ヶ月の平均値）} - 1} \right) \times 100$$

α ：変化率（パーセント）

※ α は、小数点第2位未満切り捨てとする。

ウ 見直し後の対価

次の式により、翌年度以降の見直し後の対価の変動率を算出する。

$$\beta = (Y/X - 1) \times 100$$

β ：変動率（パーセント）

X：物価変動等考慮前の翌年度以降の対価

Y：物価変動等考慮後の翌年度以降の対価

※YはXの各費用項目の額に上記イで求めた各指標の α を加味して算出する。

なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。

上記の式により算出した β の ± 1.0 パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とし、見直し後の対価と消費税及び地方消費税の合計額が見直し後の契約金額となる。

(4) 物価変動等の指標

維持管理・運営業務に係る対価のうち、見直しの対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を表1に示す。なお、乙の提案内容、市場の変動等により、見直しに用いる指標の率が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。

表 1 費用項目毎の参照指標等一覧

区分	費用項目	参照指標等
維持管理 費・運営 委託費	労務費	毎月勤労統計調査・統計表・時系列第1表 賃金 指数「現金給与総額」「調査産業計」(厚生労働省)
	燃料費	国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本 銀行調査統計局)
	薬品費	国内企業物価指数・「化学薬品」(日本銀行調 査統計局)
	保全管理費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行 調査統計局)
	その他費用 (外部委託費、 一般管理費、 SPC経費等)	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水 道」(日本銀行調査統計局)
大規模修繕費		国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行 調査統計局)

【別紙 4】

契約の終了に伴う違約金の算出（第 45 条第 2 項関係）

乙が甲に支払う違約金は、次のとおりとする。

1 初年度分

初年度の契約金額に、契約終了日の属する月の翌月からその年度の 3 月までの月数の年間月数に占める割合を乗じた額の 100 分の 10 とする。

$$\text{初年度分違約金} = \text{契約金額} \times \text{残月数} \div 12 \times 10 \div 100$$

2 2 年目以降、令和 33 年度まで

契約金額の 100 分の 10 に相当する額に、現在価値化係数を乗じた額を年度ごとに算出する。

$$\text{2 年度目以降の違約金} = \text{契約金額} \times 10 \div 100 \times \text{現在価値化係数}$$

$$\text{※ } n \text{ 年度の現在価値化係数} = 1 \div (1 + \text{割引率})^{(n-1)}$$

※割引率：契約終了日現在における、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率

3 初年度分以降令和 33 年度までの年度ごとに算出した額の合計額を違約金とする。

【別紙 5】

保険（第 52 条関係）

1 火災保険

保 険 の 対 象：本施設の物的損害

補償する損害：火災、落雷・破裂、風災・ひょう災、雪災など（地震危険は
補償対象外）

2 施設賠償責任保険

てん補限度額：身体 1 名につき 1 億円

1 事故につき 10 億円

財物 1 事故につき 10 億円

補償する損害：本施設につき乙の使用又は管理に起因して、他人の身体に
障害を負わせ又は他人の財物を損壊させたことにより、被保
険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る
損害

3 その他

上記に示す保険は必要最小限度のものであり、乙が必要に応じて上記条件以
上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を付保することを妨
げない。

【別紙 6】

法令変更（第 53 条第 2 項関係）

法令等の変更の場合の追加費用の負担割合

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
a) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合	100%	0%
b) 上記記載の法令等以外の法令等の変更の場合	協議による	

なお、本別紙において、「本業務に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味し、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税率の変更は除く。）及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

【別紙 7】

不可抗力（第 54 条関係）

不可抗力の場合の追加費用の負担割合

1 増加費用及び損害が乙に生じた場合

維持管理・運營業務委託期間中に不可抗力が生じた場合、乙に生じた増加費用額及び損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該年度に予定していた契約金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

2 損害が第三者に生じた場合

維持管理・運營業務委託期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該年度に予定していた契約金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除する。なお、甲は、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。

3 甲に生じた費用及び損害は甲の負担とする。

【別紙 8】

暴力団等排除に関する特約条項（第 59 条関係）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第 1 条 甲は、乙が、大和市暴力団排除条例（平成 23 年大和市条例第 4 号、以下「本条例」という）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとして（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、本条例に基づく排除措置を受けた場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反するとして、排除措置を受けたものについても同様である。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 4 本契約の解除に伴う措置等については、本契約の関係規定を準用するものとする。

（再委託禁止等）

- 第 2 条 乙は、本条例に基づく排除措置を受けた者又は大和市（以下「市」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で市の契約から排除するよう神奈川県警察から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、本条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第 2 項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、市の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第3条 乙は、本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び神奈川県警察管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、市の契約から排除する措置を講ずることができる。